

仕 様 書

1 業務の名称

令和 8 年度 街路樹管理巡視・機動業務

2 業務の箇所

浜松市中央区鍛冶町地内外

3 業務の目的

中心市街地活性化区域内の景観や美観に配慮するとともに、管理瑕疵を未然に防ぐための巡視と浜松市土木部が管理する街路樹事故等の緊急を要する場合の速やかな現場対応等を行うことを目的とする。

4 業務責任者

業務の施行にあたり、業務責任者（造園施工管理技士 1 級・2 級（国家資格）のいずれかの資格を有する者）を定め、業務着手届により委託者に届け出ること。これらの者を変更したときも、業務責任者変更届により届け出ること。

5 巡視業務の内容

(1) 巡視路線	中心市街地活性化区域内の街路樹のある路線。 「別記 1」巡視路線一覧、「別記 2」巡視対象路線図を参照。
(2) 巡視頻度	毎月 1 回実施。
(3) 巡視対象	街路樹の胴吹き・ひこばえ・支障枝、歩道や中央分離帯等の雑草、落葉による路面の汚損等。
(4) 巡視体制	巡視は、交通法規を守り、交通規制、速度規制を厳守。
(5) 異常箇所 の発見報告	緊急を要する異常箇所については、速やかに委託者に連絡し、指示を受けるとともに、軽微な場合は応急処置を迅速に実施。 巡視結果は、写真と併せ「街路樹路線チェックリスト（別記様式 1）」を提出。

6 機動業務の内容

委託者の依頼により、街路樹事故等の緊急を要する現場対応等を行う。

なお、作業依頼は各土木整備事務所から出され、市内全区を対象とする。

作業内容は下記（1）～（9）を約 300 件予定する。

また、作業車には、必要な道具等を積み込んで機動業務に当たり、修繕、補修、応急作業等直ちに対応できる体制をとる。作業については、樹木医または街路樹剪定士の指示を受けて実施すること。

(1) 樹木関係	支障となる枝葉を切除する。落下している場合は撤去。 垂れ枝は、歩道は 2.5m、車道は 4.5m までを切除。 胴吹き、ひこばえの除去。
(2) 雜草関係	支障となる雑草については、抜根除草または刈取除草。
(3) 挾雜物撤去	ゴミ等の撤去。処分方法については、委託者の指示を受ける。
(4) 害虫等 の駆除対応	害虫類等が歩行者等に被害を与える場合は、その駆除対応を行う。 駆除とは捕捉に限らず、巣の撤去及び移設、枝葉の剪定防除など、その時々の状況で判断し被害の拡大を抑制。病害虫防除のための樹幹注入等については、委託者と協議。なお、スズメバチについては、その危険性から巣ごと殺虫処理。
(5) 灌水、支柱等	灌水、支柱、踏圧防止板の処理（撤去、復旧）などが、路線全体に及ぶ場合は、委託者と協議。結束直し、支柱撤去又は交換は、必要により随時施工し、数量を報告。自立している樹木は、支柱を撤去。
(6) 危険木の 調査、伐採等	危険木の伐採可否判断は、委託者と協議。 また、枯木や倒木等の危険木については樹木医又は街路樹剪定士が判断し委託者と協議の上、原因を調査する。
(7) 廃棄物等	受注者の責任において適正に処理すること。
(8) 状況確認	委託者と協議の上、街路樹がある路線について状況確認を実施し、写真と街路樹路線チェックリスト（別記様式 1）」を提出。
(9) 腐朽対策	腐朽リスク低減対策調査として、委託者が専門家の意見を聞き協議の上、受託者は管理する街路樹の健全度を調査し、優先的に実施すべき対策を検討する。

7 業務報告等

提出書類は、契約書条項で定めるもののほか、以下の書類を提出。

- (1) 街路樹路線チェックリスト（別記様式 1）
- (2) 街路樹機動月報（別記様式 2）
- (3) 街路樹要望・通報処理簿（別記様式 3）
- (4) 発生材数量集計表（別記様式 4）
- (5) 発生材数量内訳表（別記様式 5）
- (6) 剪定枝葉等の処理伝票（計量証明書）
- (7) 交通誘導員伝票（A・B）
- (8) 現場写真

その他、委託者が必要と認めた書類

8 その他

- (1) 対応できない内容等については、すみやかに委託者に連絡し、指示を受けるとともに書類にて報告。また、常に連絡が取れる体制をとり、デジタルカメラ等を携帯し、写真で報告。
- (2) 委託者の要望・依頼については直ちに現場確認し、委託者に現況等を報告し、対応できるものについては直ちに処理。また、機動業務中に受けた市民からの要望、依頼については親切に対応し、処理できるものについては直ちに実施し、委託者にすみやかに報告。
- (3) 鉄材等の発生材が生じたときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示を受ける。
- (4) 緊急時の対応について、委託者から依頼された場合は、直ちに対応できる体制をとる。
- (5) 取り扱う機器類については、資格を有する者が携わる。
- (6) 剪定枝葉・草類は、浜松市内の廃棄物再生利用業者（草木類）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号及び第2条の第2号の指定を受けた者）に持込み、処理を依頼することとし、市外への搬出処理は行わないこと。
- (7) 本業務の遂行にあたって、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、浜松市土木共通仕様書を参考にし、委託者及び受託者協議のうえ定める。

共通仕様書の適用について

本工事に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事共通仕様書』（以下「共通仕様書」という。）（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）

共通仕様書 第1編1-1-3の第2項でいう「設計図書の照査」は、「浜松市土木工事設計図書の照査ガイドライン」（浜松市ホームページに掲載）を参考にして実施すること。

特記仕様書（交通誘導員）

- 1 本業務委託を実施する一部の路線（静岡県公安委員会告示第69号）は「警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）」第2条の表の6に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線である。
- 2 請負業者は、交通誘導員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。
- 3 請負業者は有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを、監督員に提出しなければならない。

静岡県公安委員会告示第69号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年4月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定により静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成27年静岡県公安委員会告示第27号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和2年10月20日

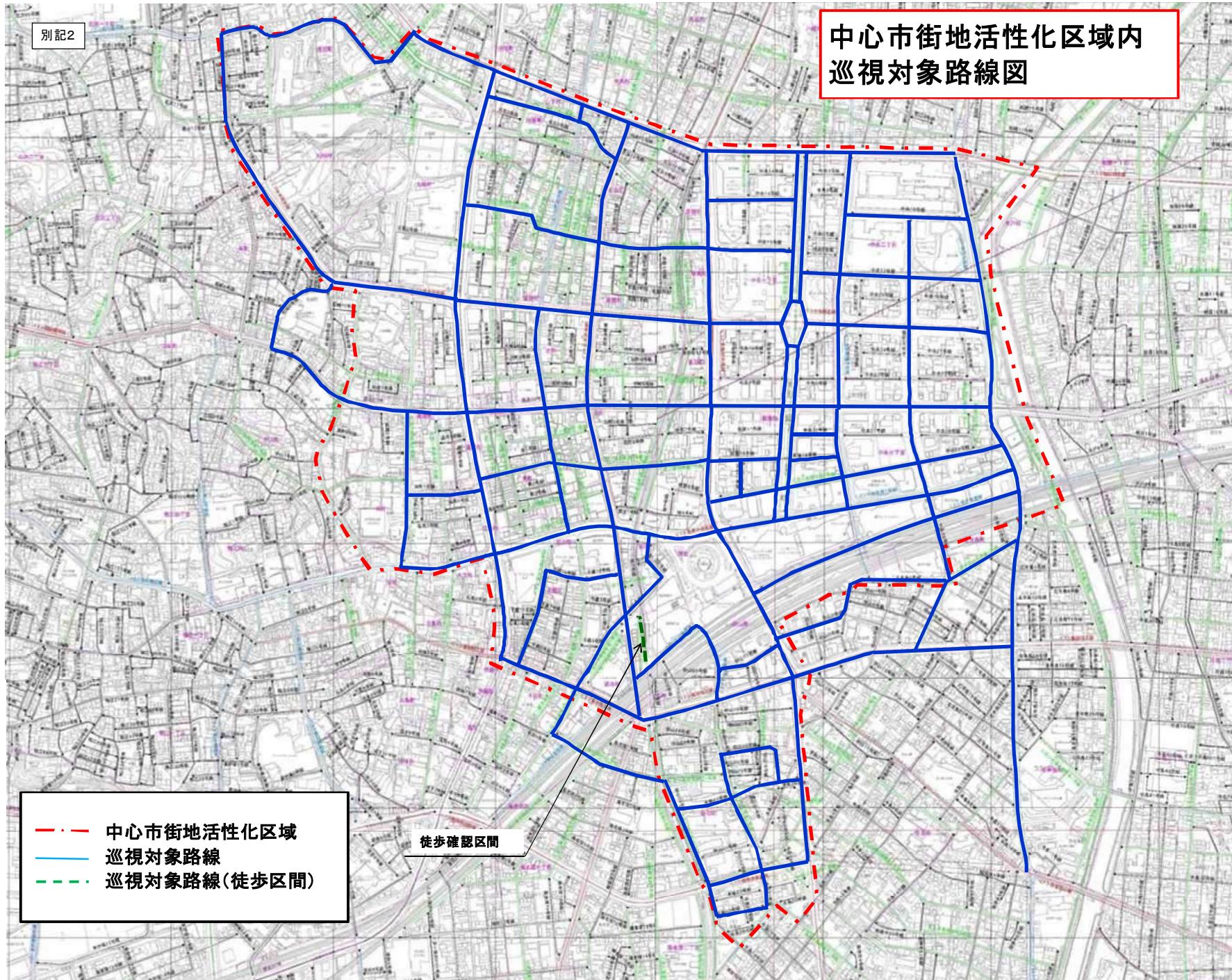
静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

	路線	区間
1	一般国道1号	静岡県内全域
2	一般国道135号	静岡県内全域
3	一般国道136号	静岡県内全域
4	一般国道139号	静岡県内全域
5	一般国道150号	静岡県内全域
6	一般国道152号	静岡県内全域
7	一般国道246号	静岡県内全域
8	一般国道257号	静岡県内全域
9	一般国道362号	静岡県内全域
10	一般国道414号	静岡県内全域
11	県道22号 三島富士線	静岡県内全域
12	県道24号 富士裾野線	静岡県内全域
13	県道27号 井川湖御幸線	静岡県内全域
14	県道34号 島田吉田線	静岡県内全域
15	県道37号 掛川浜岡線	静岡県内全域
16	県道45号 天竜浜松線	静岡県内全域
17	県道61号 浜北袋井線	静岡県内全域
18	県道62号 浜松雄踏線	静岡県内全域
19	県道65号 浜松環状線	静岡県内全域
20	県道67号 静岡清水線	静岡県内全域
21	県道74号 山脇大谷線	静岡県内全域
22	県道76号 富士富士宮由比線	静岡県内全域

23	県道163号 東柏原沼津線	静岡県内全域
24	県道261号 磐田細江線	静岡県内全域
25	県道354号 静岡環状線	静岡県内全域
26	県道380号 富士清水線	静岡県内全域
27	県道381号 島田岡部線	静岡県内全域
28	県道394号 沼津小山線	静岡県内全域
29	県道396号 富士由比線	静岡県内全域
30	県道407号 静岡草薙清水線	静岡県内全域
31	県道413号 磐田袋井線	静岡県内全域
32	県道414号 富士富士宮線	静岡県内全域

中心市街地活性化区域内巡視路線

1	早出寺脇線	27	中央 16 号線
2	植松和池線	28	中央 29 号線
3	国道 152 号	29	中央 30 号線
4	元城早馬 1 号線	30	中央板屋 2 号線
5	曳馬中田島線	31	板屋 12 号線
6	中央住吉線	32	板屋 13 号線
7	国道 257 号	33	板屋 18 号線
8	池川富塚線	34	中央 13 号線
9	連尺板屋 1 号線	35	北寺島 6 号線
10	松城栄 1 号線	36	相生板屋線
11	旭町鴨江線	37	海老塚砂山 1 号線
12	伝馬旭 1 号線	38	砂山浅田 1 号線
13	元浜米津線	39	龍禪寺雄踏線
14	鍛治千歳 1 号線	40	下池川旭 1 号線
15	飯田鴨江線	41	田町高林線
16	千歳海老塚 1 号線	42	田町鍛治 2 号線
17	砂山 17 号線	43	千歳 10 号線
18	砂山菅原線	44	千歳 12 号線
19	旭 5 号線	45	鍛治 601 号線
20	利町 1 号線	46	鍛治 602 号線
21	松城 6 号線	47	砂山 33 号線
22	中央 17 号線	48	寺島 26 号線
23	板屋中央 1 号線	49	寺島 27 号線
24	中央 11 号線	50	砂山 34 号線
25	中央 1 号線	51	寺島 21 号線
26	中央板屋 1 号線		



令和 年度 街路樹路線チェックリスト

●異常箇所欄記入について

- A-異常箇所があり、その場で処理（軽微な作業）
- B-異常箇所があり、検討して後日処理
- C-異常箇所があり、経過観察が必要
- 問題なし

巡視日 年 月 日

業務責任者

令和 年度 街路樹機動月報 月分

業務責任者

令和 年度 街路樹要望・通報処理簿 (区)

業務責任者

令和 年度 街路樹管理巡視機動業務 発生材数量集計表

内容	4月分	5月分	6月分
草	kg	kg	kg
枝葉・幹	kg	kg	kg
根	kg	kg	kg
内容	7月分	8月分	9月分
草	kg	kg	kg
枝葉・幹	kg	kg	kg
根	kg	kg	kg
内容	10月分	11月分	12月分
草	kg	kg	kg
枝葉・幹	kg	kg	kg
根	kg	kg	kg
内容	1月分	2月分	3月分
草	kg	kg	kg
枝葉・幹	kg	kg	kg
根	kg	kg	kg

設計数量	上半期計	上半期残	
kg	kg	kg	
kg	kg	kg	
kg	kg	kg	
設計数量	下半期計	年間計	残
kg	kg	kg	kg
kg	kg	kg	kg
kg	kg	kg	kg

令和 年度 街路樹管理巡視機動業務 發生材數量內訛表